

社会福祉法人ばなな 役員及び評議員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ばなな（以下「当法人」という）定款第21条および第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- （2）非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（役員の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）賞与については、別表2に定める額
- （3）退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- （4）通勤手当については、実費支給とする。

（非常勤役員及び評議員等の報酬等の算定方法）

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表4に定める額
- （2）非常勤役員が職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、役員手当として、別表5の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- （1）報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第4条に準じた日とする。
- （2）賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後6ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改正及び廃止は、理事会の承認の上、評議員会の決議を受けて行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1（常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 ¥ 10,000
業務執行理事	月 額 ¥ 5,000
理 事	月 額 ¥ 3,000

別表2（常勤役員の賞与）

7 月 の 賞 与	報酬月額 × 1ヶ月分
12 月 の 賞 与	報酬月額 × 2ヶ月分

別表3（常勤役員の退職金算定方式）

最終報酬月額 × 在任年数 × 3

別表4（非常勤役員の報酬）

（1）評議員及び評議員解任・選任委員

	日 額
評議員会への出席	日 額 ¥ 10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	日 額 ¥ 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 ¥ 10,000円

（2）理 事

	日 額
理事会等会議への出席	日 額 ¥ 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 ¥ 10,000円

（2）監 事

	日 額
理事会への出席及び監事監査等への出席	日 額 ¥ 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額 ¥ 10,000円

別表5（職員給与との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員手当として支給する。

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月 額 ¥ 5,000
業務執行理事	月 額 ¥ 3,000
理 事	月 額 ¥ 2,000

※別表5以外の日額（報酬）については、源泉徴収税額控除後の額とする。